

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに地域との連携や社会貢献のため、次のような行動計画を定める。

計画期間

- ・平成27年4月1日～平成31年3月31日

内 容

目標1. 所定外労働時間を削減するため、「毎週水曜日」をノー残業デーとする

□対策

- ・平成27年4月～平成31年3月
- ・所定外労働時間の現状調査及び原因分析を行う。
- ・職員に対してノー残業デーの周知を行う。
- ・ノー残業デーを継続する。

目標2. 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知を図り利用を促進する

□対策

- ・平成27年4月～平成31年3月
- ・育児・介護休業法のパンフレット等を配布することにより制度の周知を図る。
- ・育児休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をわかりやすく職員へ周知する。

目標3. 子育てサロンを広く地域へ周知し、利用を促進する

□対策

- ・平成27年4月～平成31年3月
- ・広報誌などにより、広く地域へ周知する。
- ・実施内容の充実をはかり利用者の増加を図る。

目標4. 地域との連携を図るため、実習生やボランティアを受け入れる

□対策

- ・平成27年4月～平成31年3月
- ・小学生、中学生のボランティア体験を積極的に受け入れる。
- ・専門学校、大学、教職員、資格取得希望者の実習を積極的に受け入れる。

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに地域との連携や社会貢献のため、次のような行動計画を定める。

計画期間

- ・平成24年9月1日～平成27年3月31日

内 容

目標1. 所定外労働時間を削減するため、「毎週水曜日」をノー残業デーとする

□対策

- ・平成24年9月～平成27年3月
- ・所定外労働時間の現状調査及び原因分析を行う。
- ・職員に対してノー残業デーの周知を行う。
- ・ノー残業デーを継続する。

目標2. 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知を図り利用を促進する

□対策

- ・平成24年9月～平成27年3月
- ・育児・介護休業法のパンフレット等を配布することにより制度の周知を図る。
- ・育児休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をわかりやすく職員へ周知する。

目標3. 子育てサロンを広く地域へ周知し、利用を促進する

□対策

- ・平成24年9月～平成27年3月
- ・広報誌などにより、広く地域へ周知する。
- ・実施内容の充実をはかり利用者の増加を図る。

目標4. 地域との連携を図るため、実習生やボランティアを受け入れる

□対策

- ・平成24年9月～平成27年3月
- ・小学生、中学生のボランティア体験を積極的に受け入れる。
- ・専門学校、大学、教職員、資格取得希望者の実習を積極的に受け入れる。

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第1回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに地域との連携や社会貢献のため、次のような行動計画を定める。

計画期間

- ・平成22年9月1日～平成24年8月31日

内容

目標1. 所定外労働時間を削減するため、「毎週水曜日」をノー残業デーとする

□対策

- ・平成22年9月～平成24年8月
- ・所定外労働時間の現状調査及び原因分析を行う。
- ・職員に対してノー残業デーの周知を行う。
- ・ノー残業デーを開始する。

目標2. 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知を図り利用を促進する

□対策

- ・平成22年9月～平成24年8月
- ・育児・介護休業法のパンフレット等を配布することにより制度の周知を図る。
- ・育児休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をわかりやすく職員へ周知する。

目標3. 子育てサロンを広く地域へ周知し、利用を促進する

□対策

- ・平成22年9月～平成24年8月
- ・広報誌などにより、広く地域へ周知する。
- ・実施内容の充実をはかり利用者の増加を図る。

目標4. 地域との連携を図るため、実習生やボランティアを受け入れる

□対策

- ・平成22年9月～平成24年8月
- ・小学生、中学生のボランティア体験を積極的に受け入れる。
- ・専門学校、大学、教職員、資格取得希望者の実習を積極的に受け入れる。